

人権尊重の輪を広める県民の皆さまの取組を長野県が支援します！

# 人権尊重社会づくり県民支援事業 二次募集のお知らせ

県民自らが人権について学び、実践する機会づくりを促進するため、長野県内で活動するNPO、市民団体や個人が自ら取り組む人権意識向上のための学習会や研修会等の経費の一部を支援します。

## 応募資格

長野県内に居住する個人、事務所を有する団体  
(ただし、営利を目的とする者、宗教活動や政治活動を行うことを目的とする者等は除きます。)  
※実行委員会形式での応募の場合、構成団体等を明示してください。

## 募集期間

令和5年7月25日(火)から令和5年8月8日(火)まで

(消印有効)

※電子メールにて応募書提出の場合は、期間中に人権・男女共同参画課で受信したものを有効とします。

## 補助対象事業

人権意識向上を図るために行う以下の事業を対象とし、原則として補助金交付決定(9月下旬予定)以降に着手し、令和6年3月31日までに完了するものとします。

|  |  |
|--|--|
| <p>(1) <b>講演会、研修会、学習会フォーラム、映画上映会等の開催</b></p> | <p>ア 県民誰もが参加できるものであり、参加者が概ね <b>20人以上</b> 見込まれるものであること<br/>イ 映画上映会を実施する場合には、併せて講演を行うなど参加者の理解を深める取組を実施すること<br/>【参加者が実施団体等の会員のみを対象とした事業は、補助対象となりません。】</p> |
| <p>(2) <b>リーフレット、冊子、ビデオなどの啓発資料の作成</b></p>    | <p>作成した資料を県民へ広く配布又は使用して啓発活動を行うものであること<br/>(例) 講演会等の内容をまとめた資料(映像・印刷物)、様々な人権課題について調査取材したものをまとめた資料(映像・印刷物)<br/>【活動団体等の広報のためのものは、補助対象となりません。】</p>          |

## 補助金額

補助対象経費の2分の1以内（補助限度額50万円）

※補助対象経費は、講師謝金、旅費交通費、印刷製本費、消耗品費、使用料です。

## 応募方法

応募書を（団体の場合は定款又は規約を添付して）人権・男女共同参画課まで郵送、持参、電子メールのいずれかにより提出してください。

〔電子メールにより送信いただいた場合は、確認のため、メール送信後に人権・男女共同参画課までその旨電話願います。〕

## 選考方法

提出いただいた応募書を審査の上、補助対象事業を選定します。

\* 予算額を超える応募があった場合は、補助対象事業に選定された場合であっても、補助金額が補助要望額を下回る可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

## ◆募集要綱は、以下の方法で入手いただけます。

|               |   |
|---------------|---|
| 来庁による入手       | 【設置場所】<br>・長野県県民文化部人権・男女共同参画課<br>（長野市大字南長野字幅下 692-2 電話：026-235-7106）<br>・長野県地域振興局総務管理（・環境）課   |
| 郵送/電子メールによる入手 | 郵送又は電子メールによる入手を希望される場合は、人権・男女共同参画課へご連絡ください。   |
| ホームページからの入手   | 長野県ホームページから書類のダウンロードができます。<br>長野県ホームページ⇨暮らし・環境⇨人権・男女共同参画課⇨人権⇨人権尊重メインページ⇨人権尊重社会づくり県民支援事業（二次募集） |

### お問合せ・書類提出先

#### 長野県 県民文化部 人権・男女共同参画課

〒380-8570（専用番号のため、住所の記載は不要です）

電話：026-235-7106（直通）

ファクシミリ：026-235-7389

E-Mail：n-jinken@pref.nagano.lg.jp